

地域間幹線系統から広域的コミュニティバス路線に変更する系統について

1 概要

広域的コミュニティバス路線は、民間事業者が運行する地域間幹線系統について、市町村が主体となって、引き続き、運行するものであるが、その運行にあたり宮崎県地方バス路線等運行維持対策事業費補助金を受ける場合、同補助金交付要綱に基づき、県地域公共交通協議会において市町村が運行することを決定する必要がある。

2 広域的コミュニティバス路線へ変更する系統

現在、地域間幹線系統として運行している「高鍋～坂本～道の駅つの線」は、近年、輸送量が減少し、地域間幹線系統として国庫補助を受けることが困難な状況となっている。

このような中、令和 3 年度から実施しているバス路線網の見直し協議において、沿線自治体である高鍋町、川南町及び都農町において、バス路線を維持するため、令和 5 年 10 月から広域的コミュニティバス路線へ変更する旨の方針が出されたもの。

3 変更内容

【現行】 ～ R5.9

- ・地域間幹線系統
「高鍋～坂本～道の駅つの」

【変更後】 R5.10 ～

- ・広域的コミュニティバス路線
「高鍋～坂本～道の駅つの」